

○開発行為等事務処理要領

平成 8 年藤枝市訓令第 1 号

開発行為等事務処理要領（平成 8 年藤枝市訓令第 1 号）の全部を次のように改める。

第 1 趣旨

この要領は、藤枝市が行う都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 3 章第 1 節に係る開発許可制度の事務処理に関し、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 関係法令の略称

この要領において、都市計画法、同法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）、同法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）及び都市計画法に基づく開発行為等に関する規則（平成 8 年藤枝市規則第 1 号）を、それぞれ法、政令、省令及び規則という。

第 3 開発行為予備審査

法第 29 条の規定による開発行為の許可に当たっては、許可の申請前に、次により開発行為予備審査（以下「予備審査」という。）を行うものとする。ただし、藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成 6 年 4 月 25 日藤枝市告示第 49 号。以下「指導要綱」という。）第 6 条の規定による承認を受けた事業については、この限りでない。

(1) 開発行為予備審査依頼書（第 1 号様式）に添付する図書は、次のとおりとする。

ア 開発計画概要書（第 2 号様式）

イ 法第 34 条各号のいずれかに該当する理由を示す書面（作成要領は別表 1 による。市街化調整区域における開発行為に限る。）

ウ 位置図（作成要領は別表 2）

エ 案内図（作成要領は別表 2）

オ 現況図（作成要領は別表 2）

カ 公図写し（作成要領は別表 2）

キ 土地利用計画図（作成要領は別表 2）

ク 全体求積図（作成要領は別表 2）

ケ 接続道路の概要及び改修計画書（必要に応じて現況交通量及び予想発生交通量等を示し、道路改修の必要性を検討すること。）

コ 流末水路の概要及び改修計画書（放流先河川の流下能力を示し、河川改修の要否について検討すること。ただし、開発区域面積 1,000 平方メートル未満の開発行為を除く。）

サ 現況写真（手札判程度）

シ その他市長が必要と認める図書（作成要領は別表 2）

(2) 予備審査は、開発行為予備審査の依頼（第 3 号様式）により、書類審査及び現地調査を行うものとする。

(3) 現地調査は、関係各課及び予備審査依頼者の立会いの上で次に定める事項について調査するものとする。

ア 地域及び地区の確認

イ 開発区域に存在する歴史的自然的機能の役割

ウ 開発区域内及び周辺の崖崩れ及び出水の状況

エ 開発区域内の土地の地盤の状況

オ 開発計画により予測される各種公害の発生の有無

カ 開発計画の需要に対する既設の水道若しくはその他の給水施設の能力又は藤枝市の給水計画に対する適合性

キ その他必要とされる公共施設の設置の見通し

ク 開発区域内の下水（汚水及び雨水）を適切に排出できる開発区域外の排水施設等の存在の有無及び放流先までの距離と対策

ケ 樹木の保存計画とその適否

コ 消防水利の存在の有無

サ 開発行為及び建築行為に必要な工事用重機等車両の進入路の有無及び安全性

シ 工事期間中に必要とされる防災対策

ス 開発行為及び建築行為をするに当たって必要とされる他の法令の許認可等及びその担当課名

(4) 予備審査の意見書（第 4 号様式）に基づき他の法令との関連から特に重要と認められるものについては、関係各課と調整を図るものとする。

(5) 予備審査が終了したときは、意見書を添えて決裁を受け、その結果を第 5 号様式により当該依頼をした者に通知するものとする。

(6) (5)の通知は、通知した日から 3 年が経過した場合又は関係法令に改正があった場合には、その効力を失うこととする。

第4 開発行為の許可

法第29条の規定による許可は、次により行うものとする。

- (1) 省令第16条第1項の開発行為許可申請書(第6号様式)に添付する図書は、次のとおりとする。

ア 設計説明書(第7号様式)

イ 申請者の住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書〔全部事項証明書に限る。以下同じ。〕)

ウ 措置対応書(第8号様式)又は土地利用計画指示事項回答書の写し(指導要綱第6条の規定に係るもの)

エ 給水承諾書

オ 関係各法令による関係機関の許可書等

カ 都市計画法第32条の規定に基づく同意(第9号様式)

キ 新設する公共施設一覧表(第10号様式)

ク 開発区域内権利者一覧表(第11号様式)

ケ 開発行為の施行等の同意書(第12号様式)(印鑑証明書を添付すること。)

コ 設計者の資格に関する申告書※(第13号様式)(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものに限る。)

サ 申請者の資力及び信用に関する申告書(第14号様式)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)

シ 資金計画書(第15号様式)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)

ス 工事施行者の能力に関する申告書(第16号様式)(自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が1ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要さないものを除く。)

セ 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。以下同じ。)

ソ 法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面(開発区域が市街化調整区域内にある場合に限る。)

タ 設計図書（作成要領は、別表 2 による。）

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要するもので、同法第 13 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定により同法施行令で定める者の工事を行う場合は、開発区域の面積に関わらず、別途、同法施行令第 22 条に掲げる資格を有する者であることを証する書面を添付する。

(2) 申請書の審査は、開発行為許可審査表（第 17 号様式）により行うものとし、特に重要と認められるものについては、関係機関と協議し意見書の提出を求めた上で、この旨審査表に記載しておくものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為許可審査表を添えて決裁を受け、第 18 号様式により当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。この場合において、通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

(4) 許可に際して法第 79 条の規定に基づき付す条件は、次に掲げる事項のうち必要なものとする。

ア 開発行為の着手前に規則第 6 条の規定による届出を行うこと。なお、当該工程表より工事が遅れた場合は、遅延理由書を提出すること。

イ 第 8 により写真の整備を行うこと。

ウ 開発行為を廃止する場合は、規則第 14 条の規定による届出を行うとともに、安全上の措置を講じること。

エ 防災施設に関する工事を先行させ、工事施工中の防災措置を十分行うこと。

オ 盛土の施工は、政令第 28 条第 4 項の規定を遵守すること。

カ 擁壁は、基礎地盤の支持力等が設計条件を満足することを確認した上、施工すること。

キ 切土又は掘削の結果、当該箇所土質が地質調査等から想定したものと著しく異なる場合は、速やかに対策を講じること。

ク 電柱等道路施設以外の工作物は、道路敷以外に設置すること。

ケ 土地の境界には標示等を設け、その境界を明確にすること。

コ 規則第 9 条にの規定による標識の掲示を行うこと。

サ 許可日から 2 年以内に工事に着手しない場合は、許可を取り消すことがあること。

シ 公共施設の管理者へ帰属させることとなる土地については、工事完了までに当該土地の登記承諾書を公共施設の管理者に提出できるよう準備すること。

ス その他都市計画上必要と認められる事項。

第5 開発行為の変更の許可

法第35条の2第1項の許可等は、次により行うものとする。

- (1) 法第35条の2第2項の申請書（規則第1号様式）に添付する図書は次のとおりとする。

ア 変更しようとする理由を示す書面

イ 変更事項新旧対照表（変更事項について変更前と変更後を対照したもの）

ウ 変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）

エ 事前協議終了に係る通知の写し（(4)の事前の協議を行った場合に限る。）

- (2) 申請書の審査は、開発行為変更許可審査表（第19号様式）により行うものとする。

- (3) 審査が終了したときは、開発行為変更許可審査表を添えて決裁を受け、第20号様式により開発許可を受けた者（法第44条又は法第45条の規定による地位の承継があったときは、承継した者。以下「開発者」という。）に許可の通知を行うものとする。この場合において、通知は、許可印を押した申請図書に添えて行うものとする。

- (4) 法第30条第1項第3号の開発行為に関する設計の変更（省令第28条の4の軽微な変更を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除き、事前の協議を行うことにより変更許可申請を一括して行うことができる。この場合、当該許可に係る変更許可申請は、工事完了届出書、公共施設工事完了届出書又は開発区域内における建築物等制限解除申請書を提出する前までに行うものとする。

ア 擁壁に関して種類又は断面の変更等により、構造計算を行う必要があるものの

イ 調整池に関して必要となる容量、放流口の位置若しくは断面又は余水吐の断面を変更するもの

ウ 地盤改良に関して工法の追加又は変更を行うもの

エ 公共施設の管理者又は管理をすることとなる者と変更の協議が必要なもの

オ 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為について、政令第23条に定める者と変更の協議が必要なもの

- (5) (4)の事前の協議は、開発行為変更協議書（第21号様式）を、変更箇所が確認できる図書（作成要領は第4(1)に準ずる。）を添えて、提出するものとする。

なお、協議が終了したときは、第 22 号様式により開発者に通知を行うものとする。

第 6 開発許可の技術的基準

開発許可に係る技術的基準に関しては、法、政令及び省令で定めるもののほか、別に定める藤枝市開発許可技術的指導基準（平成 8 年藤枝市告示第 9 号）によるものとする。

第 7 工程報告

規則第 7 条の規定により、市長に報告しなければならない工程は、次のとおりとする。

- (1) 高さ 2 メートル以上の練積み造の擁壁を設置する場合の基礎工事の完了
- (2) 高さ 2 メートル以上の鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合の配筋工事の完了
- (3) 高さ 2 メートル以上の無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合の型わく工事の完了
- (4) その他あらかじめ市長が指定する工程

第 8 写真の整備

開発者が行う写真の整備は、別に定める藤枝市開発行為の写真整備要領（平成 8 年藤枝市告示第 10 号）によるものとする。

第 9 工事の完了検査

法第 36 条の規定による検査等は、次により行うものとする。

- (1) 省令第 29 条の工事完了届出書（様式第 23 号）又は公共施設工事完了届出書（様式第 24 号）に添付する図書は、次のとおりとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1 / 50,000 以上）

イ 許可に係る案内図（現況図）

ウ 許可に係る公図の写し

エ 許可に係る土地利用計画図（設計値と出来形値を対照したものとする。）

オ 許可に係る緑化計画図（設計値と出来形値を対照したものとする。）

カ 許可に係る緑化模式図（設計値と出来形値を対照したものとする。）

キ 公共施設に関する工事について当該施設の管理者又は管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は検査の状況を示す書面（検査不要又は検査未実施の場合は、その旨を工事完了届出書の余白に記載すること。）

ク 許可に係る造成計画平面図（設計値と出来形値を対照したものとする。）

- ケ 許可に係る排水施設計画平面図（設計値と出来形値を対照したものとする。）
- コ 擁壁の出来形図（許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形値を対照したもの。）
- サ 防災施設の出来形図（許可に係る防災施設構造図に設計値と出来形を対照したもの。）
- シ 公共施設確定測量図（縮尺 1 / 1,000 以上）
- ス 区画確定測量図（各区画の確定面積を明示したもの。）（宅地分譲に限る。）
- セ 工事の施行状況が確認できる写真（第 8 により整備したもの。）
- ソ 実質工程表
- タ 品質管理表
- チ 最終許可書の写し
- ツ 開発行為の検査依頼書の添付図書
- テ その他市長が必要と認めるもの

(2) 完了検査は、開発行為に関する工事の完了検査依頼書（第 25 号様式）により、関係各課及び開発者の立会いの上で、藤枝市開発行為に関する工事検査要領（平成 8 年藤枝市訓令第 2 号）により行い、検査の結果を開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果書（第 26 号様式）にとりまとめ、都市政策課に提出するものとする。

(3) 開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果書を添えて決裁を受け、その結果を開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果通知書（第 27 号様式）として開発者に交付するものとする。

(4) 手直し工事等の指示があった場合の手直し工事（指示事項）完了報告書（規則第 8 号様式）に添付する図書は、次に掲げるとおりとする。

- ア 手直し工事箇所の位置図（造成計画平面図を利用すること。）
- イ 工事前及び工事完了後の写真

(5) 手直し工事については、再検査を行うものとする。ただし、写真で手直しの内容が確認できる場合は、現場検査を省略できるものとする。

(6) 検査又は再検査の結果、開発行為に関する工事又は公共施設に関する工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、開発行為に関する工事の完了検査結果書を添えて決裁を受け、開発者に省令第 30 条に規定する開発行為に関する工事の検査済証（第 28 号様式）又は公共施設に関する工事の検査済証

(第 29 号様式) を交付するものとする。

- (7) 検査済証を交付したときは、遅滞なく工事が完了した旨を公告するとともに、開発者にその写しを交付する。この公告は、藤枝市が設置する掲示場に掲載して行う。

第 10 開発区域内における建築等制限の解除

法第 37 条第 1 号の規定による制限の解除は、次により行うものとする。

- (1) 規則第 13 条の開発区域内における建築等制限解除申請書(規則第 9 号様式)に添付する図書は次のとおりとする。

ア 開発区域位置図 (1 / 50,000 以上)

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物等の平面図及び立面図 (縮尺 1 / 200 以上)

エ 建築物等の用途、構造、規模 (建築面積、延床面積及び階数) 及び棟数を示す書面

オ 擁壁の出来形図 (許可に係る擁壁の断面図に設計値と出来形値を対照したもの)

カ 防災施設の出来形図 (設計値と出来形値を対照したもの)

キ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は進捗状況を示す書面 (検査不要又は検査未実施の場合は、その旨を工事完了届出書の余白に記載すること。)

ク 工事の施行状況が確認できる写真 (第 8 により整備したもの。)

ケ 建築工事工程表

コ 品質管理表

サ その他市長が必要と認めるもの

- (2) 申請書の審査は、開発区域内における建築等制限解除審査表 (第 30 号様式) により行うものとし、原則として現場の検査を行うものとする。この現場検査は、第 9 の (2)、(3)、(4) 及び (5) に準じ行うものとする。

- (3) 審査が終了したときは、開発区域内における建築等制限解除審査表を添えて決裁を受け、第 31 号様式により当該申請をした者に解除の通知を行うものとする。この場合において、通知は、制限解除印を押した申請図書を添えて、行うものとする。

第 11 建築等の制限の解除の基準

法第 37 条第 1 号の規定による制限の解除は、次に掲げる事項のいずれかに該当

し、安全上支障がなく、かつ、開発行為が許可どおり行われる見通しのある場合であって、公共施設に関する工事が完了しているものについて行うものとする。ただし、施行上等の理由によりやむを得ないもので、工事の進捗状況等により確実に工事が完了すると認められるものはこの限りではない。

ア 住宅地造成等で、官公署、汚水処理場その他の公益的施設を先行的に建築するもの。

イ 開発行為に関する工事と建築等の工事が重複し、建築等の工事に着手しないと開発行為に関する工事が完了しないもの。

ウ 開発行為に関する工事の完了前に建築等に着手しないと工事に著しい手戻りを生ずるもの。

エ 収用対象事業の施行により移転又は除去するために必要となったもの。

オ その他特に必要があると認められるもの。

第12 安全上の措置に関する計画書の承認

規制第14条第2項の規定により工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置に関する計画書（規則第10号様式）の承認に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 安全上の措置に関する計画書は次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1／50,000以上）

イ 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面（工事着手した場合に限る。）

ウ 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面（工事着手した場合に限る。）

エ 現況写真

オ その他（廃止に当たって市が指導した事項がある場合は、それを記載したもの。）

(2) 安全上の措置に関する計画書の審査を承認した場合は、承認印を押した計画書を送付するものとする。

第 12 の 2 工事廃止の届出

法第 38 条の規定による届出の受理は、次により行うものとする。

(1) 省令第 32 条の開発行為に関する工事の廃止の届出書（様式第 32 号）に添付する図書は次のとおりとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1／10,000 以上）

イ 工事を廃止した土地の現況図（縮尺 1／1,000 以上。開発区域の面積が 20

ヘクタール以上のものにあつては、縮尺 1/3,000 以上とし、工事に着手した場合にあつては、工事に着手した土地の範囲を明示すること。）

ウ 承認を受けた安全上の措置に関する計画書に基づく防災施設等の出来形図（承認を受けた防災施設構造図等に計画値と出来形を対照したもの。）（工事に着手した場合に限る。）

エ 公共施設に関する工事についての当該施設の管理者若しくは管理者となるべき者の工事の検査結果を示す書面又は進捗状況を示す書面（検査不要等の場合は、その旨を工事完了届出書の余白に記載すること。）（工事に着手した場合に限る。）

オ 現況写真

カ 工事の施行状況が確認できる写真（第 8 により整備したもの。）（工事に着手した場合に限る。）

キ 品質管理表（工事に着手した場合に限る。）

(2) 開発行為に関する工事の廃止の届出の審査は、開発行為工事廃止届受理審査表（第 33 号様式）により行うものとし、工事に着手したのものにあつては、工事の廃止に伴う公共施設の機能回復措置及び防災措置について関係各課及び開発者の立会いの上で、現地の確認を行うものとする。

(3) 審査が終了したときは、開発行為工事廃止届受理審査表を添え、関係各課の合議を経て決裁を受け、第 34 号様式により当該届出をした者に受理の通知を行うものとする。

第 13 建ぺい率等の指定

法第 41 条第 1 項の制限は、建築住宅課に合議の上、定めるものとする。

第 14 建築等の許可

法第 41 条第 2 項ただし書、法第 42 条第 1 項ただし書及び法第 43 条第 1 項の規定による許可は、次により行うものとする。

(1) 規則第 15 条の制限区域内における建築の許可申請書（規則第 11 号様式）に添付する図書は次のとおりとする。

ア 開発区域位置図（縮尺 1/50,000 以上）

イ 許可に係る土地利用計画図

ウ 建築物の位置図及び配置図（縮尺 1/500 以上）

エ 建築物等の平面図及び立面図（縮尺 1/250 以上）

オ 建築物等の用途、規模（建築面積、延べ床面積及び階数）、構造及び棟数を

示す書面

- (2) 規則第 16 条の予定建築物等以外の建築等の許可申請書（規則第 12 号様式）に添付する図書は、(1)のアからオまでに掲げる図書のほか、法第 34 条各号のいずれかに該当する理由等を示す書面（作成要領は別表 1）とする。
- (3) 省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書（第 35 号様式）に添付する図書は、次の表のとおりとする。

添付 順序	図 書 の 名 称	摘 要
1	政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面	作成要領は別表 1 による。
2	敷地概要書	第 36 号様式
3	位置図 (縮尺 1/2,500 以上)	次の事項を明示すること。 (1) 方位・縮尺 (2) 敷地の位置及び形状
4	敷地現況図 (縮尺 1/250 以上)	次の事項を明示すること。 (1) 敷地の境界 (2) 敷地周辺の公共施設 (3) 建築物等の位置 (4) 崖及び擁壁の位置 (5) 写真の撮影位置 (6) 擁壁の構造・高さ・延長 (7) 敷地四角の GL
5	配置図 (縮尺 1/250 以上)	次の事項を明示すること。 (1) 敷地の境界 (2) 敷地周辺の公共施設及びその名称 (3) 予定建築物等の位置 (4) 予定建築物等の用途、規模、(建物面積、延べ面積及び階数、建蔽率、容積率)、構造及び棟数 (5) 崖及び擁壁(既設・新設)の位置・種類・延長・天端高 (6) 排水施設の位置、種類、形状 (7) 水の流れの方向 (8) 吐口の位置、放流先の名称 (9) 敷地四角の FH (10) 都市計画道路
6	縦横断面図 (縮尺 1/250 以上)	次の事項を明示すること。 (1) 現況断面・計画断面 (2) 道路・水路 (3) 予定建築物等 (4) 切土高・盛土高(切土・盛土なし)
7	擁壁構造図(縮尺 1/50 以上)	擁壁を設置する場合に限る。擁壁の種類及び寸法を明示すること。

8	公図の写し (縮尺は公図のとおり。)	次の事項を明示すること。 (1) 申請地(黄色に着色) (2) 公道(赤色に着色) (3) 水路(青色に着色) (4) 堤塘敷(薄墨色に着色) (5) 方位・縮尺 (6) 転写に関する記載
9	敷地求積図 (縮尺 1/250 以上)	算式を明示すること。セットバック・切土・盛土がある場合、当該部分も別途求積。
10	建築物等の平面図 (縮尺 1/250 以上)	
11	建築物の立面図 (縮尺 1/250 以上)	2面以上を記載し、計画地盤面からの高さを明示すること。
12	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)	発行日が申請日から三ヶ月以内のもの。
13	土地の使用承諾書	申請者と土地所有者が異なる場合。
14	誓約書	申請に係る建築物について、貸与・転売・用途変更等しない旨を誓約する。書式は自由。申請者の自筆署名が必要。
15	現況写真 (手札判程度)	次の事項がわかるもの。 (1) 敷地の現況 (2) 取付ける公道の現況 (3) 敷地が公道に接する部分 (4) 放流先河川の現況 (5) 崖及び擁壁の現況 敷地の境界を赤い線で明示すること。
16	その他市長が必要と認めるもの	

(4) 審査が終了したときは、決裁を受け、法第 41 条第 2 項ただし書及び法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可の場合は第 37 号様式により、法第 43 条第 1 項の規定による許可の場合は第 38 号様式により、当該申請をした者に許可の通知を行うものとする。

第 15 法第 32 条の規定に基づく同意

法第 32 条の規定に基づく同意に関しては、都市計画法第 32 条の規定に基づく協議申請書(第 39 号様式)により、施設管理者と協議するものとする。

第 16 地位の承継届

規則第 19 条の規定による地位の承継届(規則第 13 号様式)に添付する図書は、戸籍謄本(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及びその他の承継の事実を証する書面とする。

第 17 地位の承継の承認

法第 45 条の規定による地位の承継の承認は、次により行うものとする。

- (1) 規則第 20 条の地位の承継の承認申請書(規則第 14 号様式)に添付する図書

は、次のとおりとする。

ア 申請者の住民票の写し（法人にあっては、法人の登記事項証明書）

イ 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書面

ウ 開発区域内権利者一覧表（第 11 号様式）

エ 開発行為の施行等の同意書（第 12 号様式）

オ 申請者の資力信用に関する申告書（第 14 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）

カ 資金計画書（第 15 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）

キ 工事施行者の能力に関する申告書（第 16 号様式）（自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為又は自己の業務用の建築物の建築等を目的とする開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の開発行為で、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可を要さないものを除く。）

ク 工事の施行状況を示す書面

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、第 40 号様式により当該申請をした者に承認の通知をするものとする。なお、事業廃止を前提とした地位の承継の申請に対しては、あらかじめ現地を調査し、第 12（安全上の措置に関する計画書の承認）に定める、工事の廃止に伴い必要となる安全上の措置（公共施設の機能の回復や防災上必要な措置等）が必要と認められる場合には、地位の承継の申請者が当該措置を施行する意思を有していることを書面により確認するものとする。

第 18 開発登録簿の調製

法第 46 条の規定による開発登録簿の調製・保管及び写しの交付に関しては、次の要領により行うものとする。

(1) 開発登録簿の調製は、開発登録簿（規則第 15 号様式）に、次の図面を添えて行うものとする。

ア 案内図（縮尺 1／2,500 以上）

イ 土地利用計画図及び造成計画平面図（縮尺 1 / 1,000 以上）

ウ 区画確定測量図（宅地分譲の場合に、各区画の確定面積を明示したもの。
縮尺 1 / 250 以上）

- (2) 法第35条の2の規定による変更許可若しくは変更届又は法第81条第1項の規定による処分により法第47条第1項各号に掲げる事項について変動を生じたときは開発登録簿に必要な修正を加え、また、検査済証を交付したとき、法第41条第2項ただし書若しくは法第42条第1項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第2項の協議が成立したときは、開発登録簿にその旨を附記するものとする。
- (3) 法第38条の規定による開発行為の廃止の届出があったときは、遅滞なく、開発登録簿を閉鎖するものとする。
- (4) 開発登録簿の閲覧に関しては、規則第23条から第26条までに規定するところによるものとする。
- (5) 規則第27条に規定する開発登録簿謄本交付申請書が提出され、法第47条第5項の規定により開発登録簿の写しを交付する際には、当該写しが開発登録簿の真正な写しであることを証する旨を附記し、所属長印等公印を押印するものとする。

第 19 開発行為及び建築等に関する証明書

省令第 60 条の書面の交付は、次により行うものとする。

- (1) 都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書（規則第18号様式）に添付する図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる図書とする。

区 分			図 書
ア 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に適合していることの証明	a 許可の内容に適合していることの証明	(a) 当該許可を受けた内容と同じ建築物	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 5 建築物等の配置図 6 建築物等の各階平面図・立面図
		(b) 宅地分譲に係る適合証明書の一括交付	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 土地利用計画図 4 公図写し 5 区画確定測量図 6 開発行為に関する工事の検査済証の写し

	(c) 許可を受けた建築物の建替え（敷地、用途、規模、構造が同じものに限る。）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 案内図 4 現況平面図 5 申請の理由書 6 公図写し 7 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 8 敷地求積図 9 建築物等の配置図（断面図を含む。） 10 建築物等の各階平面図・立面図 11 擁壁構造図 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
b 許可不要であることの証明	(a) 法第29条第1項第2号又は第2項第1号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為（農林漁家住宅、農林漁業用施設）	1 位置図 2 案内図 3 現況平面図 4 申請の理由書 5 公図写し 6 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 7 敷地求積図 8 建築物等の配置図（断面図を含む。） 9 建築物等の各階平面図・立面図 10 擁壁構造図 11 農林漁業を営む者であることの証明書（様式第41号を参照すること。） 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
	(b) 公益上必要な建築物（駅舎、図書館等）	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図（断面図を含む。） 4 建築物等の各階平面図・立面図 5 法第29条第1項各号又は第2項各号の一に該当する理由を示す書面 6 その他市長が必要と認める図書
	(c) 開発行為に該当しない軽微な造成等を伴い建築する建築物（盛土50cm未満等）又は開発許可不要な規模で開発行為を行い建築する建築物（市街化区域内で1,000㎡に満	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図（断面図を含む。） 4 建築物等の各階平面図・立面図 5 その他市長が必要と認める図書

		たない範囲開 発行為を行う もの等)	
イ 法第 43 条第 1 項の 規定に適合 しているこ との証明	a 許可の内 容に適合し ていること の証明	(a) 当該許可を 受けた内容と 同じ建築物	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 土地の登記事項証明書(全部事項 証明書に限る。) 5 建築物等の配置図 6 建築物等の各階平面図・立面図
		(b) 許可を受け た建築物の建 替え(敷地、 用途、規模、 構造が同じも のに限る。)	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 案内図 4 現況平面図 5 申請の理由書 6 公図写し 7 土地の登記事項証明書(全部事項 証明書に限る。) 8 敷地求積図 9 建築物等の配置図(断面図を含 む。) 10 建築物等の各階平面図・立面図 11 擁壁構造図 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
	b 許可不要 であること の証明	(a) 農林漁家住 宅、旧住宅地 造成事業地内 における建築 等	1 位置図 2 案内図 3 現況平面図 4 申請の理由書 5 公図写し 6 土地の登記事項証明書(全部事項 証明書に限る。) 7 敷地求積図 8 建築物等の配置図(断面図を含 む。) 9 建築物等の各階平面図・立面図 10 擁壁構造図 11 法第 43 条第 1 項において制限を 受けない建築物若しくは建築行為 等である理由又は同条同項各号の いずれかに該当する理由を示す書 面(関係機関の発行する証明書等を含 む。) 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
		(b) 法第 29 条第 1 項第 3 号に 規定する公益 上必要な建築 物(駅舎、図 書館等)	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図(断面図を含 む。) 4 建築物等の各階平面図・立面図 5 その他市長が必要と認める図書
		(c) 適法な既存 建築物の建替	1 位置図 2 案内図

		え（線引き前からの建築物、開発許可不要な建築物）	3 現況平面図 4 申請の理由書 5 公図写し 6 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 7 敷地求積図 8 建築物等の配置図（断面図を含む。） 9 建築物等の各階平面図・立面図 10 擁壁構造図 11 既存建築物の証明書類 次のア又はイを証する書面 ア 既存建築物が線引きの際に既に適法に建築されていたことを証する以下のいずれかの書面 ・建築確認通知書 ・建物登記事項証明書 ・築年次入りの固定資産税家屋評価証明書 イ 線引き後に適法に建築されていたことを証する以下のいずれかの書面 ・都市計画法第43条第1項に基づく建築許可書 ・建築確認通知書 ・都市計画法に適合する建築物等であることの証明書 ・その他証するに足る書面 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
ウ その他（法第35条の2第1項、法第41条第2項又は法第42条の規定に適合していることの証明）	a 許可の内容に適合していることの証明	(a) 当該許可を受けた内容と同じ建築物の場合	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 公図写し 4 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 5 建築物等の配置図 6 建築物等の各階平面図・立面図
		(b) 許可を受けた建築物の建替え（敷地、用途、規模、構造が同じものに限る。）	1 当該許可に係る許可書の写し 2 位置図 3 案内図 4 現況平面図 5 申請の理由書 6 公図写し 7 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） 8 敷地求積図 9 建築物等の配置図（断面図を含む。） 10 建築物等の各階平面図・立面図

			11 擁壁構造図 12 誓約書 13 現況写真 14 その他市長が必要と認める図書
	b 許可不要であることの証明	(a) 許可を受けた建築物の軽微な増築等又は予定建築物の附属建築物等の場合等	1 位置図 2 公図写し 3 建築物等の配置図 4 建築物等の各階平面図・立面図 5 その他市長が必要と認める図書

(参考例) 新旧対照表

	用途	構造	敷地面積	建築面積	延べ床面積	建蔽率	容積率
新		造 階建	m ²	m ²	m ²	%	%
旧		造 階建	m ²	m ²	m ²	%	%
倍率	—	—	—			—	—

(2) 審査が終了したときは、決裁を受け、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書(第41号様式)により当該申請をした者に証明書を交付するものとする。

第20 既存権利者の届出

法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(規則第3号様式)に、次に掲げる図書を添えて、提出するものとする。

ア 位置図(縮尺1/2,500以上)

イ 公図写し

ウ 配置図(縮尺1/500以上)

エ 土地の登記事項証明書

オ 農地転用許可書の写し(農地転用許可を受ける必要がある場合のみ。)

カ 現況写真(手札判とし、当該土地の状況が明確にわかるもの。)

第21 申請書等の提出部数

申請書等の提出部数は、別表3に定める部数とする。

第22 開発審査会への付議

法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホ(法第42条第1項ただし書の規定による許可に際し準用する場合を含む。)の規定による開発審査会への付議に関しては、静岡県開発審査会付議事務処理要領(平成7年3月27日付け都計第944号静岡県都市住宅部都市計画課長通知)によるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際、現に、静岡県が定めた開発行為等事務処理要領（平成 7 年 4 月 1 日実施）の規定及び様式に基づいて提出されている申請書又は届出書は、この要領の相当する規定及び様式に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日藤枝市訓令第 8 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日藤枝市訓令第 8 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日藤枝市訓令第 8 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の訓令により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表 1

法第 34 条各号のいずれか又は政令第 36 条第 1 項第 3 号に該当する理由を示す書面の作成要領

該当条項	内 容	図 書 名	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
法第 34 条第 1 号及び政令第 36 条第 1 項第 3 号イ	日用品販売店舗等又は公共公益施設	1 周辺建築物用途別現況図	1/2,500 以上	・申請地 ・住宅、店舗（営業内容明示）、工場等の別及びそれらの個数	・半径 150 m 以内又は 50 戸以上の建築物の連たんしている範囲
		2 業務内容を示す書面		・販売、加工、修理等に係る取扱品目、作業の内容、規模等	
		3 申請者の職務経歴を示す書面		・業務に関する経歴、資格等	
		4 公共公益施設の場合は当該施設に該当することを示す書類			・別に定める公共公益施設に係る確認書 ・社会福祉施設の設置に関する誓約書、事業実績書、資金計画書等（社会福祉施設の場合） ・各資格免許証の写し（診療所、助産所の場合）
法第 34 条第 2 号及び政令第 36 条第 1 項第 3 号イ	資源の活用	1 資源分布状況図	1/2,500 以上	・申請地 ・資源の種類、分布の範囲、埋蔵量等	
		2 資源の利用目的、利用方法等を示す書面		・資源の利用目的、具体的な利用方法等 ・事業の継続予定期間 ・他の原材料との割合及びその生産地	

		3 資源の採取等に係る他法令の許可の状況を示す書面			・他法令の許可を必要とする場合に限る。
法第34条第4号及び政令第36条第1項第3号イ	農林漁業用施設	1 施設を利用しようとする業務内容を示す書面			
		2 申請者の職務等を示す書面		・業務に関する経歴、資格等	
	農林水産物の処理、貯蔵及び加工施設	1 処理等を行うおうとする農林水産物の生産地の状況を示す書面		・農林水産物の種類、生産地の分布、生産量等	
		2 業務内容を示す書面		・処理等の具体的な内容 ・他の原材料との割合及びその生産地	
法第34条第6号及び政令第36条第1項第3号イ	中小企業の共同化・集団化	1 共同化・集団化事業の概要を示す書面			
		2 国・中小企業総合事業団としての県としての助成の状況を示す書面			
法第34条第7号及び政令第36条第1項第3号イ	既存工場と密接な関連を有する事業	1 位置図	1／2,500以上	・既存工場と申請地の関係	
		2 既存工場の概要及び当該工場と申請に係る事業との関連性を示す書面		・既存工場との製品納入、原料供給関係 ・事業活動の効率化の具体的な内容	

法第34条 第8号及び 政令第36 条第1項第 1号イ	火薬庫	1 火薬の種類 及び数量を 示す書面			
		2 火薬類取 締法の許可 の状況を示 す書面			
法第34条 第9号及び 政令第36 条第1項第 3号イ	沿道サー ビス施設	1 周辺建築 物用途別現 況図	1／2,500 以上	・申請地 ・市街化区域（用途地域 明示）からの距離	
		2 サービス 対象の道路 の状況を示 す書面		・道路の幅員及び性格、 交通量、通過車両の内容 等	
		3 業務内容 を示す書面		・サービスの内容、規模 等	
		4 申請者の 職務経歴を 示す書面		・業務に関する経歴、 資格等	
	道路管理 施設	1 施設の概 要を示す書 面		・施設の概要及びその設 置を必要とする理由	
	火薬類の 製造所	1 施設の概 要を示す書 面			
		2 火薬類取 締法の許可 の状況を示 す書面			
法第34条 第13号及 び政令第36 条第1項第 3号ニ	既存権利	1 既存権利 の届出書の 写し			
		2 土地の登 記事項証は 公証人の認 証を受けた 賃貸借契約 書の写し		・線引前から自己の居住用 又は業務用の建築物等	・自己の 業務用の 場合

		3 申請者の職歴・業務内容を示す書面			
法第34条第14号及び政令第36条第1項第3号ホ	農家の分家	1 分家する理由及び市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面		・分家の必要性(例.婚姻、転勤、帰郷) ・申請者及び本家たる世帯の土地の保有状況	・婚約証明・転勤証明等
		2 住民票謄本		・本家たる世帯の構成員として同居していた者であること。	
		3 現に自己の住居を有していないことを示す書面			・借家証明書
		4 戸籍謄本		・申請者と土地保有者との関係	
		5 土地の登記事項証明書		・線引前からの所有等を証すること。	
		6 農林漁業を営む者であることの証明		・本家たる世帯が農家世帯であること。	
		7 周辺建築物用途別現況図	1／2,500以上	・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数	
	非農家の分家	1 農家の分家欄1～5、7に掲げる書面			
	心身障害者の分家	1 農家の分家欄1～5、7に掲げる書面			
		2 身体障害者手帳又は療育手帳の写し			

		3 生活費に見合う収入の見込のあることを示す書面			・所得証明書等
収用対象事業による移転	1 事業施行者の事業決定されていることの証明書			・事業名及び事業年度 ・収用対象となった土地の名称地番及び面積 ・収用対象となった建築物の用途、規模、構造並びに所有者の住所及び氏名	
	2 収用対象となった土地の現況図	1 / 250 以上		・収用対象となった土地及び建築物の範囲	
	3 収用対象物件求積図	1 / 250 以上		・収用対象となった土地及び建築物の範囲の面積	
	4 周辺建築物用途別現況図	1 / 2,500 以上		・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数	
既存集落内の自己用住宅	1 周辺建築物用途別現況図	1 / 2,500 以上		・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数	
	2 新規に住宅を市街化調整区域内に建築しなければならない理由を示す書面			・住宅を建築する必要性（例．現在の住居が過密、狭小、借家である等、定年、退職） ・土地の保有状況	
	3 戸籍謄本			・線引き後に取得した土地である場合には、前所有者との関係	
	4 土地の登記事項証明書			・線引前からの所有等を証すること。	
既存集落内の宅地利用	1 周辺建築物用途別現況図	1 / 2,500 以上		・住宅、店舗、工場等の別及びそれらの戸数	
	2 土地の登記事項証明書			・線引前からの宅地であることを証すること。	

	公共公益 施設	1 公共公益 施設であ ることを 示す書類			・別に定 める公益 に係る確 認書 ・社会福 祉施設置 に関する 誓約書、 事業実績 書、資金 計画書（ 社会福祉 施設の場合） ・各資格 免許証の 写し（病 院、診療 所、助産 所の場合）
	その他	1 開発審査 会に付議 した各件 の要件を 備えたこ とを示す 図、その他 の必要と 認めらる 書類			

別表 2

設計図書等の作成要領

番号	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開発区域位置図	1/50,000 以上	・ 方位 ・ 地形 ・ 開発区域の位置 ・ 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 ・ 放流先河川の位置及び名称	・ 国土地理院の地形図を準用すること。
2	案内図	1/2,500 以上	・ 方位 ・ 地形 ・ 開発区域 ・ 開発区域及び周辺の土地利用現況並びに法令による規制区域 ・ 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状	・ 国土地理院の地形図を準用すること。 ・ 境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。
3	現況平面図	1/1,000 以上	・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 標高差を示す等高線 ・ 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ・ 植生区分 ・ 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 ・ 道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 ・ 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 ・ 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置	・ 境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 ・ 1 ha 以上のもののみ ・ 1 ha 以上のもののみ

4	公図写	公図どおり	・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 市町の区域内の町又は字の境界 ・ 土地の地番及び形状 ・ 開発区域外で開発行為に関する工事を行う土地の位置	・ 開発区域周辺も適宜表示すること ・ 公共用地は次によりうすく着色すること 公道＝赤 水路＝青 堤塘敷＝うす黒 ・ 境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。
5	土地利用計画図（緑化計画図、排水施設計画図及び給水施設計画図を兼ねることができる。）	1／1,000以上	・ 方位 ・ 開発区域及び工区の境界 ・ 主要構造物の標高 ・ 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及び柵又は塀の位置 ・ 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ・ 表面水の流れの方向を明示すること。 ・ 排水施設の位置、形状及び水の流れの方向 ・ 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・ 消防水利の位置及び形状 ・ 調整池の位置、形状及び調整容量（多目的利用の場合にあっては、専有部分と多目的利用部分の区分）を明示 ・ 河川その他の公共施設の位置及び形状 ・ 予定建築物等の敷地の形状及び面積 ・ 敷地に係る予定建築物等の用途、規模、構造 ・ 公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積 ・ 施設の配置計画等	・ 境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 ・ 住宅地等の分譲を行う場合には、区画ごとに番号を付すこと。 ・ 着色すること。

			・駐車場の駐車ますの数 ・車両の交通導線 ・樹木又は樹木の集団の位置 ・緩衝帯の位置、形状及び幅員 ・のり面（崖を含む。）の位置、形状及び勾配 ・施設ごとの面積内訳とその比率 ・擁壁の位置及び種類	・凡例に明示すること。
6	緑化計画図	1 / 1,000 以上	・公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及び柵又は塀の位置 ・植栽する樹種その本数及びその位置 ・樹木又は樹木の集団の位置	
7	緑化模式図	1 / 100 以上	・樹木の植樹間隔及び切土、盛土ののり面の高さ、勾配等	・各施設ごとの平面図及び断面図に明示すること。
8	建物平面図及び立面図（日影図）	1 / 250 以上 大規模建築物にあっては、その限りでない。	・建築面積、床面積、構造、階数、高さ等 ・耐火構造物、準耐火構造物その他の建築物の別	・日影図は中高層建築物の場合に限る。
9	造成計画平面図	1 / 1,000 以上	・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・切土及び盛土する部分 ・擁壁の位置、種類及び高さ ・造成後も開きよとして残す水路 ・のり面（崖を含む。）の位置、形状	・境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。 ・等高線は細線で表示すること。 ・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤 ・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 ・青色で着色す

			及び勾配 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配 及び交差点の計画高 ・調整池の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・造成計画断面図、崖の断面図及び擁壁の断面図に表示する断面の位置	ること。
10	造成計画断面図	1 / 1,000 以上	・開発区域及び工区の境界 ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・計画地盤高 ・切土及び盛土の高さ	・切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土＝黄 盛土＝赤
11	排水施設計画平面図	1 / 500 以上	・開発区域及び工区の境界 ・排水区域の区域界 ・調整池の位置及び形状 ・都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高 ・道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ・のり面（崖を含む。）又は擁壁の位置及び形状	・境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。
12	給水施設計画平面図	1 / 500 以上	・開発区域の境界及び工区の境界 ・給水施設の位置、形状、内のり寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状	・自己の居住用住宅の建築を目的とする開発行為を除く ・境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。
13	崖の断面図	1 / 100 以上	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ） ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・小段の位置及び幅	・切土をした土地の部分に生ずる高さ2mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ず

			・石張、張芝、モルタルの吹付け等の崖面の保護の方法	る高さ1 mを超える崖、切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さ2 mを超える崖及び高さ2 mを超える自然崖について作成すること。
14	擁壁の断面図	1 / 100 以上	・擁壁の寸法、勾配並びに材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び径 ・水抜き孔の材料、寸法及び位置	・配筋図を含む
15	給排水施設構造図	1 / 100 以上	・受水槽、高架水槽、送水ポンプ等の容量又は能力 ・雨水の排水用のU字溝、最終集水桝（浸透桝を含む。）、油水分離槽その他の排水施設 ・浄化槽の規模及び能力	
16	防災工事計画平面図	1 / 1,000 以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは1 / 3,000 以上	・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・計画道路線 ・防災施設の位置、形状、寸法及び種類 ・段切位置 ・表土除位置 ・ヘドロ除去位置、除去深さ ・工事中の雨水排水経路 ・防災施設の設置時期及び期間	・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること ・境界を赤線で囲み、その区域を明示すること。
17	防災施設構造図	1 / 100 以上	・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造	
18	求積図	1 / 1,000 以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは1 / 3,000 以上	・開発区域の面積（方位、寸法、求積方法）	
19	緑地求積図	1 / 1,000 以上	・方位、寸法、求積方法	

20	構造計算書		・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算	
21	安定計算書		・擁壁で保護しない崖の安定計算等	
22	水理計算書		・放流先河川又は水路の流下能力 ・開発区域内に設置する排水施設の排水能力 ・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等	
23	土質調査書及び地盤改良計画図書		・土質の状況 ・地盤改良の計画	・宅地分譲及び共同住宅の建築を目的とする開発行為並びに軟弱地盤等を含む場合に添付すること。
24	その他市長が必要と認める図書		・公共施設新旧対照図 法第32条の同意・協議の内容が現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。 ・道路縦断面図、道路横断面図、道路断面構造図、排水施設構造図、公園計画平面図等法第32条協議の結果、市等に移管されないこととされた場合又は同協議が成立しなかった場合には添付すること。 ・その他審査上特に必要と認める図書	

注意事項

- 1 申請図書はA4判に製本すること。
- 2 設計図書には設計者が記名押印又は署名すること。
- 3 設計図書のうち併記可能なものは、別葉としなくてもよい(この場合には、2種類程度を限度とする。)。逆に、一葉の図面に明記すべき事項すべてを表記することが困難である場合には、別葉としてもよい。
- 4 上表に掲げる縮尺によることが不適当である場合は、適切な縮尺で作成すること。
- 5 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。

付表

申請図書の凡例一覧表

名 称	記 号	名 称	記 号	
開発区域境界線	-----○-----	雨水管渠		
工区境界	第 1 工 区 -----○----- 第 2 工 区	污水管渠		
街区番号	1-1 ←街区番号 FH= ←計画地盤高 m² ←敷地面積 共住 ←予定建築物の用途 FH= ←計画地盤高 m² ←敷地面積 公園 ←公共公益施設の名称 FH= ←計画地盤高 m² ←敷地面積	合流管渠		
宅地番号		既設管渠	-----→	
公共公益用地		横断管渠	種別 ----- -----	
造成計画高		暗 渠	円形	○ 内径
敷地面積			馬蹄形	◩ 幅×高さ
B M	く形		◪ 幅×高さ	
位 置	卵形	▽ 呼び名		
高 さ		開 渠	U型側溝及び寸法	U-○○
道路番号及び幅員			L型側溝及び寸法	L-○○ ----- -----
勾配、延長	LU型側溝及び寸法		LU-○○ ----- -----	
変化点	グレーチング側溝		幅×高さ 	
管番号	その他の開渠		幅×高さ	
管 径	雨水 ○ ○ i= L= 污水 ○ □ i= L=	ます類		
勾 配		雨水円形入孔	○	
管延長		污水円形入孔	●	
流水方向		雨水角形入孔	◻	
消防水利施設	消火栓(○)、 防火水槽は 実在(□)の形にする	污水角形入孔		
階 段		河 川		
ガードレール		法 面		
ガードフェンス		間知ブロック積擁壁	H=2.5 	
落石防護柵		重力式擁壁	H=3.0 	
車止め	可動式又は固定式 ○-----○	L型擁壁	H=3.0 	
樹 木		給水管	φ-----	
緩衝帯		制水弁		

別表 3

開発行為許可申請書等提出部数一覧表

番号	申請等の種類	提出部数		備考 (要領)
		正	副	
1	開発行為予備審査依頼書	1	指示部数	第 3
2	開発行為許可申請書	1	1	第 4
3	工事着手届	1		規則第 6 条
4	指定工程報告書	1		第 7
5	工事完了届出書・公共施設工事完了届出書	1	指示部数	第 9
6	手直工事（指示事項）完了報告書	1	指示部数	第 9
7	開発区域内における建築等の制限解除申請書	1	1	第 10
8	安全上の措置に関する計画書			第 12
9	開発行為に関する工事の廃止の届出書	1		第 12 の 2
10	開発行為変更許可申請書	1	1	第 5
11	開発行為変更届	1		規則第 4 条の 2
12	開発行為変更協議書	1	指示部数	第 5
13	制限区域内における建築の許可申請書	1	1	第 14
14	予定建築物以外の建築等の許可申請書	1	1	第 14
15	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書	1	1	第 14
16	地位の承継届	1		第 16
17	地位の承継の承認申請書	1		第 17
18	都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書	1	1	第 19
19	都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書	1		規則第 5 条

開発行為予備審査依頼書

年 月 日

藤枝市長 様

依頼者 住 所 { 法人にあっては、
その主たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名 }

電話番号

下記のとおり開発行為を行いたいので、開発行為等事務処理要領第3の規定により予備審査を依頼します。

記

1 開発行為をしようとする場所

2 区域区分 ☐ 市街化区域
☐ 市街化調整区域
☐ 都市計画区域以外の区域

3 用途地域
(建蔽率 % 容積率 %)

4 面 積 ㎡

5 目 的

6 予定建築物等

開発計画概要書

各 筆 ご と の 土 地 の 現 況	所在地		台帳地目	現況地目	台帳面積(m ²)	実測面積(m ²)	所有者	摘要
	計 筆							
土 地 の 現 況	地目区分	宅 地	農 地	山 林	公共用地	その他	合計	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	公簿 実測	m ² m ²
	比 率	%	%	%	%	%	%	
地権者等の同意状況					地 盤 の 状 況			
境界の立会い状況								
設 計 者 住 所 氏 名		電 話 番 号			工 事 施 工 者 住 所 氏 名		電 話 番 号	
開 発 行 為 の 目 的	事業内容							
	会社の概要							
	開発行為の動機							
開発行為の効果								
申請地の選定理由								
将来計画								

開 発 区 域 の 法 規 制 状 況	法 令 等 の 名 称	区 域 区 分 等	有無の別及び面積	備 考
	都 市 計 画 法 開発行為等の許可に関 する 適 用 条 項	市 街 化 区 域	有 (m ²) 無	用途地域 ()
		市街化調整区域	有 (m ²) 無	
	第 条 項 号	都 市 計 画 施 設	有 (m ²) 無	種類 ()
	建 築 基 準 法	災 害 危 険 区 域	有 (m ²) 無	
	地 す べ り 等 防 止 法	地 滑 り 防 止 区 域	有 (m ²) 無	
	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険 区 域	有 (m ²) 無	
	砂 防 法	砂 防 指 定 地	有 (m ²) 無	
	河 川 法	河 川 区 域	有 (m ²) 無	
	宅地造成及び特定盛土 等 規 制 法	宅地造成等工事 規 制 区 域	有 (m ²) 無	
		特 定 盛 土 等 規 制 区 域	有 (m ²) 無	
	農 地 法	農 地 ・ 採 草 地 放 牧 地	有 (m ²) 無	
	農業の振興地域の整備 に 関 する 法 律	農 用 地 区 域	有 (m ²) 無	
	森 林 法	保 安 林	有 (m ²) 無	
		保 安 施 設 地 区	有 (m ²) 無	
		地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	有 (m ²) 無	
	自 然 環 境 保 全 法	自 然 環 境 保 全 地 域	有 (m ²) 無	地区区分 ()
	鳥 獣 保 護 及 狩 猟 ニ 関 ス ル 法 律	特 別 保 護 地 区	有 (m ²) 無	
	文 化 財 保 護 法	周 知 の 埋 蔵 文 化 財 埋 蔵 地	有 (m ²) 無	遺跡等の名称 ()
	風俗営業等の規制 及び業務の適正化 等 に 関 する 法 律		有 (m ²) 無	
そ の 他 の 法 規 制			有 (m ²) 無	
			有 (m ²) 無	
			有 (m ²) 無	

土地 利用 計画 画面	工 場		m ² (%)		公 園		m ² (%)		
	事 務 所		m ² (%)		緑 地		m ² (%)		
	倉 庫		m ² (%)		広 場		m ² (%)		
	店 舗		m ² (%)		道 路 ・ 通 路		m ² (%)		
	駐 車 場		m ² (%)		調 整 池		m ² (%)		
	資 材 置 場		m ² (%)		そ の 他		m ² (%)		
	分 譲 区 画		m ² (%)		計		m ² (%)		
	街 区 数		街 区		最大街区面積		m ²		
	最大区画面積		m ²		最小区画面積		m ²		
	平均区画面積		m ²		平均区画面積		m ²		
画面	予 定 建 築 物 等		住 宅		工 場		集 会 所		
	区 画 数								
建物 建設 計画 画面	用 途		構 造		階 数		高 さ		
							m		
							m		
							m		
	計						m ²		
造成 計画 画面	建 ぺ い 率		%		容 積 率		%		
							特殊建築物の 該 当 の 有 無		
							有 ・ 無		
	擁壁 の 位置	種 類		高 さ		延 長		設置する位置	
								敷地 側	
								敷地 側	
								敷地 側	
	造成 計画 画面	総盛土量		m ³		総切土量		m ³	
		平均盛土高		m		平均切土高		m	
		土砂搬出入車両台数		t		台			
最小勾配		%		最大勾配		%			
画面	平均勾配		%		平均勾配		%		
	残土・不足土の処理方法								
	土砂、資材等の運搬経路								
	地盤及び法面の安全対策								
画面	工事中の安全対策								

接続道路	道路の名称			管理者			
	道路幅員			道路の現況			
	出入口の数			出入口の幅員			
	改修の要否 要 ・ 否 改修計画						
施行区域内に新設する道路							
排水計画	雨水	河川の名称		管理者			
		整備状況		放流の承認			
	汚水	河川の名称		管理者			
		整備状況		放流の承認			
	水	処理方法					
		流末までの放流経路					
	改修の要否 要 ・ 否 改修計画						
開発区域内の用途廃止又は付け替えをする道路又は水路							
用水計画	給水対象人口		人	最大使用量	m^3	平均使用量	m^3
	水源	上水道・井戸・簡易水道・その他			受水槽の規模：		m^3
	井戸の深度及び吐出口の断面積	$\text{m} \times \text{cm}^2$ 給水管径 cm			受水槽の構造：		
防災・消防計画	調整池	容量 m^3 (必要調整容量 m^3)			種別		兼用・専用
	その他の防災施設						
	消防水利	消火栓 所 (内新設 所) 管径 mm 、放水能力 $\text{m}^3/\text{分}$			防火水槽 所 (内新設 所) 容量 m^3		
	消防設備						

公害防止等計画	工事中の公害防止対策					特殊な工法	
	完成後の公害防止対策						
	設置機械						
	生産過程						
	使用薬品	(日使用量)					
	清掃・廃棄物処理計画： (推定排出量 t／年)						
資金計画		項 目	年度	年度	年度	計	備 考
	収 入						
		計					
	支 出						
計							
文化財保護計画							
緑化計画	緑地面積	m ² (内公園 m ²)	緑化率	% (内公園 %)	位置		
	植栽計画	低 木 本／m² (樹種 総数 本) 中高木 本／m² (樹種 総数 本)					

施設 の 利 用 形 態	営業時間		従業員数	出入車両の種別及び台数並びに安全対策								
	時から	時まで	人									
	防災施設、緑地等の管理責任者及び管理方法											
	賃貸施設の場合における賃借人の概要											
その他の計画												
周辺住民等への周知状況												
予定工期	着手	年	月	日	完了	年	月	日	供用開始予定	年	月	日
その他参考となる事項												

開発行為予備審査の依頼

年 月 日

課長 様

課 長

別紙の件について、開発行為予備審査の依頼があったので、下記により現地調査に出席のうえ、意見書を提出してください。

記

1 受 付 番 号

第 号

2 現地調査日時

年 月 日（ ）

現地（午前 午後） 時 分

3 意見書提出期限

年 月 日（ ）まで

4 調査依頼課

予 備 審 査 の 意 見 書

課長 様

課長

下記案件の開発行為予備審査についての意見は、次のとおりです。

記

依 頼 者	
事業の種別・名称	

意 見 欄	1 特になし 2 次のとおり

工事完了検査立会いの要否	要	否
--------------	---	---

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

開発行為予備審査の結果について（通知）

年 月 日付けで提出があった開発行為予備審査依頼書について、内容を審査したところ、調整又は検討を要する事項は下記のとおりです。

なお、開発許可申請は下記事項について対応した後に行ってください。

記

この通知書に記載の通知日から 3 年以内に開発行為許可申請を提出されない場合、又は開発行為許可申請の提出前に関係法令の改正があった場合、この通知は効力を失います。

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項（第2項）の規定により 開発行為の許可を申請します。 年 月 日 藤枝市長 様 住 所 { 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 } 氏 名 { 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 } 電話番号		※手数料欄 注 1 手数料は藤枝市手数料徴収 条例別表第1を参照のこと。
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するも の、自己の業務の用に供する もの、その他のものの別	
	8 法 第 3 4 条 の 該 当 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号		
※ 許可に附した条件		
※ 許可年月日及び番号		年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行なわれる場合に記載すること。

3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

4 「工事着手予定年月日」の欄には、「許可の日から」、又は「許可の日から何ヶ月後」等と記入すること。

5 「工事完了予定年月日」の欄には、「工事着手後何ヶ月」等と記入すること。

6 申請書に関する連絡先を欄外に記載すること。

設 計 説 明 書

1 事業計画の概要

- (1) 事業の目的、内容、効果等事業計画の概要を記載すること。
- (2) 既定計画又は将来計画がある場合には、それらとの関連を明記すること。
- (3) 市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第34条各号のいずれかに該当する理由を記載すること（記載に当たっては、別表2を参考にすること。）。

2 計画地の現況

- (1) 土地の地目別内訳等

区 分		公簿面積				実測面積	
		既取得地	未取得民有地	未取得公有地	計	面 積	割 合
宅 地							
農 地	田						
	畑						
	その他						
	小 計						
山 林							
原 野							
公共公益用地							
そ の 他 ()							
計							

（注） 農地欄のその他には採草放牧地を記入すること。

(2) 計画地の現状

標 高	最 高 地 均 m ~ 最 低 値 m 平 標 高 差 m		
傾 斜 状 況	勾 配	面 積	割 合 土地利用方針
	0 度～15 度	m ²	%
	15 度～30 度		
	30 度～45 度		
	45 度以上		
地 層 地 質 の 概 要			
河 川	○○○流域 面積 ha 全体面積の %	流末経路	放流先 中間経路 河川法上の 河川又は海
			例 ○○調整池 ↓ (普) ○○川 ○○調整池 ↓ (普) ○○川 ↙ ↘ (二) ○ ○ 川 ↓ (二) ○ ○ 川 ↓ 海
計画地 への交 通 路	取付ける 認定道路 進入路区間	道 道 W = m L = m	線 (W = m) 線 (W = m) 現況地目

- (注) 1 「流末経路」の欄には、放流先から最終の流末河川までを系統ごとに記入すること。
また河川の級種別も記入すること。
- 2 「取付ける認定道路」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。
なお、当該道路を拡幅する場合には、現況幅員及び拡幅後の幅員をそれぞれ記載すること。

(3) 土地利用規制現況等

根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積	根拠法令	規制の種別 (地域区分)	面 積
国土利用計画法		ha	自然公園法		ha
都市計画法			文化財保護法		
農振法 (農用地域)		()	宅地造成及び特定 盛土等規制法		
森林法					

- (注) 1 上記のほか規制を受ける法令については、すべて記入すること。
2 国土利用計画法の欄には、土地利用基本計画による地域区分の細区分を記すこと

3 土地利用計画

(1) 施設計画の概要

	施設名	面 積	割 合	数量・規模等についての概要説明
(自己用を含む) 営業用施設		m ²	%	
	小 計			
公 共 施 設				
	小 計			
公 益 施 設				
	小 計			
そ の 他				
	小 計			
合 計			1 0 0	

住区街区の設定計画（分譲地、工場団地に係るもの）

街区数	街区	最大街区 面 積	m ²	街区最長 辺 長	m
最大区画 面 積	m ²	最小区画 面 積	m ²	平均区画 面 積	m ²
予定建築物	(例) 住 宅	集会所		その他	合 計
区画数	(例) 1 2 0	2		1	1 3 0

(注) 1 営業用施設

分譲用宅地、ゴルフ場のホール等計画の主たる目的とした施設。

2 公共施設

計画地内で整備しようとする道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供す貯水施設。

3 公益的施設

計画地内で整備しようとする水道、廃棄物処理施設、バス停、社会福祉施設、医療施設、公民館・集会所、変電所、官公署、教育施設等。

4 そ の 他

上記 1～3 に区分されない施設、未利用地。

5 工区を設定する場合には、工区ごとにとりまとめること。

(2) 開発率

施行区域の面積に対する現地形又は現植生を変更する土地の面積の割合を記入すること。

$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} \times 100 = \quad \%$

4 個別計画の明細

(1) 防災計画

区 分	種 別	施設概要（構造等）
河川改修	(河川・水路名)	(例) $L = \bigcirc\bigcirc\text{m}$ 、 $W = \bigcirc\bigcirc\text{m}$
防災施設	(調整池)	必要調整容量 $V = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{m}^3$
	(砂防堰堤)	調整池容量 $V = \bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{m}^3$
その他		

- (注)
- 1 開発行為において施行する防災計画を明らかにすること。
 - 2 施設には符号を付す等により図面と対照しやすいようにすること。
 - 3 流末河川について河川名を明示して現況・流下能力及び改修計画を明示すること。
 - 4 水理計算書を添付すること。
 - 5 流出土砂量計算書を添付すること。
 - 6 調整池容量計算書を添付すること（下流の流下能力の検討を含む。）。

(2) 生活用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

計画給水区分	給水量等	積算の基礎	
		施設ごとの給水人口等	最大給水量
計画年次	年	(例) 分譲宅地 $\bigcirc$ 区画(戸) $\times$ $\bigcirc$ 人 $=$ $\bigcirc$ 人	1人 $\times$ $\text{m}^3/\text{日}$ = $\text{m}^3/\text{日}$
計画給水人口	人		
1日1人当たり給水量	最大 $1/\text{日}$ 平均 $1/\text{日}$		
1日当たり給水量	最大 $\text{m}^3/\text{日}$ 平均 $\text{m}^3/\text{日}$		
時間最大給水量	$\text{m}^3/\text{時}$		

(3) 工業用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

区 分 用 途	使用水量	積算の基礎
ボイラー用水	m ³ /日	
原料用水		
製品処理及び洗浄用水		
冷却用水		
温調用水		
その他		
計		

(4) その他の用水計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

生活用水、工業用水以外の用水を使用する場合は、上記の例に準じて記載すること。

(5) 水源及び水量（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

水源の種別	水量等		備 考
水 道	水道の名称	最大受水量	分水又は給水承諾書を添付すること。
		m ³ /日	
地 下 水	くみ上げ地点	最大取水量	地下水の採取計画書を添付すること。
		m ³ /日	
表 流 水	河川の名称	最大取水量	水利権許可書又はこれに準ずるものを添付すること。
		m ³ /日	

(6) 給水施設計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

施設区分	規模・構造等についての説明
(例) 貯水槽 給水管	

(7) 排水施設計画

施設区分	規模・構造	積算の基礎等

- (注) 1 雨水と雨水以外の下水、開発区域内と開発区域外とに区分して排水系統ごとに記入すること。
2 4(1) 防災計画に掲げた施設の再掲は、不要である。

(8) 道路計画

道路区分	幅員	延長	勾配			最小曲線半径	(計画)交通量	備考
			最小	最大	平均			
公道の現況	m	m	%	%	%	m	台/日	〇〇道 〇〇～〇〇線
進入路								市移管道 L=〇m
幹線道路								
支線道路								

- (注) 1 「公道の現況」の欄には、開発区域内の道路が接続する開発区域外の道路又は開発区域内の予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路について記載すること。この場合、L=200メートルの範囲で記載すること。
2 「進入路」の欄には、開発区域内の道路と開発区域外の道路を接続するために設置する道路について記載すること。

(9) 清掃施設計画

施設区分	処理方法	規模・構造	積算の基礎	備考

- (注) 1 し尿・雑排水・ごみに区分して、それぞれの施設計画を明らかにすること。
2 施設の維持管理の責任及び処理水の水質等処理後の状況を備考欄に記入すること

(10) 消防用施設計画

施設区分	規模・構造	配置計画

(11) その他の施設計画

施設名	説 明

5 関連公共・公益的施設の整備

施設名	施設管理者	整備計画の明細	協議状況

- (注) 1 開発行為に伴って、公共施設又は公益的施設を整備する計画がある場合は、この計画について記載すること。
- 2 「協議状況」の欄には、当該施設の管理者との協議の状況を記載すること。

6 切土盛土の土量集計

符 号	施工区域	切 土	盛 土	残 土 不足土	残土・不足土の処理方法
		m ³	m ³	m ³	
計					

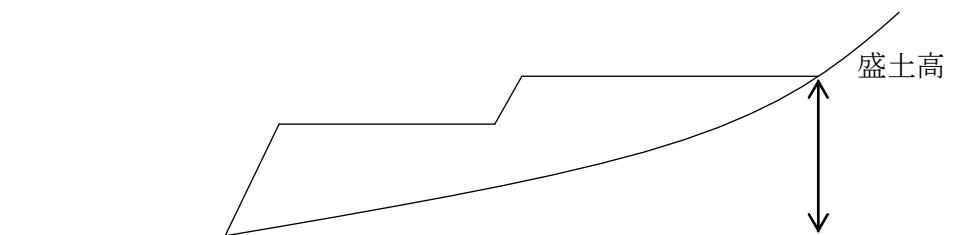
- (注) 1 土量計算書を添付すること。
- 2 符号は、符号欄と土量計算書と同一のものを付し対照しやすいようにすること。施工区域は適宜区分すること。
- 3 計画地外からの土砂の搬入又は、計画地外への土砂の搬出がある場合は、採取地、捨て場所、運搬経路、採取方法及び捨て方法について明記すること。なお、必要に応じて関係図面を添付すること。

7 地盤・法面・擁壁等の安全対策

(1) 切土・盛土

区 分	最大切盛高	法勾配	備 考
切 土			
盛 土			

(注) 盛土高の計算方法は、下図の例によること。



(2) 法面保護・擁壁

位 置	区 分	規模及び構造

(3) 地 盤

改良箇所	改良方法

8 公園計画（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為は除く。）

各公園の面積、出入り口の数、勾配、施設計画（利用者の安全確保のための施設、排水施設、植栽、遊戯施設等）等について記載すること。

なお、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為であって、政令第 25 条第 6 号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

9 環境保全対策（開発区域の面積が1ヘクタール未満のものは除く。）

(1) 樹木等の保存計画

区 分	分布状況	保存計画
樹 木	本 (m^2)	本 (m^2)
樹 木 の 集 団	m^2	m^2

- (注) 1 樹木とは、高さが10メートル以上の健全な樹木をいう。樹木が広範に分布する場合には、数量の単位は、平方メートルとする。
- 2 樹木の集団とは、高さが5メートル以上で、かつ、面積が300平方メートル以上の健全な樹木の集団をいう。
- 3 政令第28条の2第1号ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

(2) 表土の復元等の計画

ア 高さが1メートルを越える切土又は盛土をする土地の面積

区 分	面 積
切 土	m^2
盛 土	
合 計	

イ アの土地に対する表土の復元等の措置（アの土地の合計の面積が1,000平方メートル未満のものは除く。）

区 分	面 積
表土の復元	m^2
客 土	
土壌の改良	
そ の 他	
合 計	

(3) 緩衝帯の配置計画

緩衝帯の配置計画、幅員及び緑化の方針について記載すること。

なお、政令第28条の3ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、その理由を記載すること。

10 工事中の災害防止等の計画

(1) 土砂流出防止計画等

区 分	具体的な対策等
土砂流出・崩壊 防 止	
水質汚濁防止	
飲料水確保	
交通安全対策	
騒音対策	
その他	

(2) 施工管理体制

(注) 工事中の現場管理体制、特に非常時の連絡体制を記載すること。

11 施設完成後の管理計画等

	施 設 名	管 理 者	管理方法等
自己用を含む 営業用施設			
公共施設			
公益的施設			
その他			

- (注) 1 3 土地利用計画(1) 施設計画の概要に掲げた施設区分に従い、施設完成後の当該施設の管理者及び管理方法等について記載すること。
- 2 公共施設又は公益的施設であって、公共団体に移管されないものについては、その管理方法等を特に詳細に記載すること。

措 置 対 応 書

担 当 課 名	調 整 又 は 検 討 を 要 す る 事 項	措 置 内 容	協 議 年 月 日	担 当 者 氏 名

年 月 日

藤枝市長 様

年 月 日付け 第 号により通知のあった予備審査の結果については、上記
のとおり措置しました。

住 所
開発許可申請者
氏 名

第 号
年 月 日

様

住 所

氏 名



都市計画法第32条の規定に基づく同意

年 月 日付けによる申請については下記のとおり同意します。

記

1 従前の公共施設一覧表（付替をしない場合）

別紙(1)のとおり。

2 付替えに係る公共施設一覧表（付替をした場合）

別紙(2)のとおり。

3 その他（条件等）

- (注) 1 別紙には、付替をした場合と、付替しない場合のいずれか一つを添付すること。
2 その他条件等があれば具体的内容を示すこと。
3 開発許可申請のときに添付すること。

別 紙 (1)

従前の公共施設一覧表（付替道路、水路を設置しない場合）

従前の公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	廃止、付 替え、拡 幅等の別	概 要			管理者 名 称	所有者 の名称	摘 要
			延 長	幅 員 (管径)	面 積			
			m	m	m ²			

（注） 従前の公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。

別 紙 (2)

付替えに係る公共施設一覧表（付替道路、水路を設置した場合）

従前の公共施設				付替えに係る公共施設			付替後における従前の公共施設用地の帰属	摘要	
名	称	新旧対照図に付した番号		土地所有者の名称	名	称			新旧対照図に付した番号
		番号	地積				番号	地積	

（注） 都市計画法第40条第1項の規定により公共施設の付替えをする場合に記入すること。

記入上の留意点

- 1 開発区域の公共施設を廃止、拡幅又はそのまま存置する場合には、別紙(1) に記入すること。
- 2 その他の場合には、別紙(2)に記入し、「付替え後における従前の公共施設用地の帰属」欄には、開発行為の許可を受けた者を記入すること。また、「摘要」欄には「付替えに係る公共施設」の所有者を記入すること。

新設する公共施設一覧表

新設する公共施設 の名称	新旧対照図に 付した番号	概 要			管理者となるべ き者の名称	摘 要
		延 長	幅 員 (管径)	面 積		
		m	m	m ²		

上記のとおり都市計画法第 32 条に規定する協議を了したことを証します。

年 月 日

(公共施設管理者)



- (注) 1 新設する公共施設の名称は、道路、公園等の種別ごとに記入すること。
 2 概要の欄の道路の幅員については有効幅員を、道路の面積については道路敷の面積を記入すること。
 3 拡幅の場合は、従前の公共施設の番号、幅員等を摘要の欄に記入すること。

開発区域内権利者一覧表

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	摘要

- (注) 1 物件の種類欄には、土地・建物等の種別を記入すること。
2 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。
3 同意の有無の欄には、その旨を記入し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添えること。
4 同一物件に複数の権利者がいる場合には、全ての権利者について記入すること。

開 発 行 為 の 施 行 等 の 同 意 書

年 月 日

開発者 住 所
氏 名 様

権利者 住 所
氏 名
電話番号

①印

わたくしが権利を有する次の物件について、開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

物 件 の 種 類	所 在 及 び 地 番	面 積 m ²	権 利 の 種 類	摘 要

（注） 権利者の印に係る印鑑証明書を添付すること。

設 計 者 の 資 格 に 関 す る 申 告 書

年 月 日

藤枝市長 様

設計者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話番号

次のとおり都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格について申告します。

学歴	学校の名称	学部及び学科	所在地		修業年限	
実務経歴	勤務先	所在地	職 名	在職期間（合計 年 月）		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
設計経歴	事業主体	工事施工者	施工場所		面 積	許認可の番号及び 年月日
					m ²	第 号 年 月 日
						第 号 年 月 日
						第 号 年 月 日
						第 号 年 月 日
						第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第 19 条の該当資格			☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号		イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

- (注) 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。
 3 都市計画法施行規則第 19 条に規定する資格を証する書類を添えること。
 4 開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の場合の設計経歴欄には、20 ヘクタール以上の開発行為に関する工事の経歴を記入すること。

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

藤枝市長 様

申請者 住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する必要な資力及び信用について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前年度事業量	千円	資産総額	千円			
前年度又は 前年の納税額	法人税又は所得税 千円	事業税 千円				
主たる取引金融機関						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成経歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積	許認可の年月日及び番	着工及び完了の年月
				m ²	年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了
					年 月 日 第 号	年 月 着工 年 月 完了

（注） 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入し、当該免許証等の写しを添付すること。

2 次に掲げる書類を添えること。

- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 財務諸表（直前の事業年度のもの）

資金計画書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	（内訳）	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	防災工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

（注） 処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に（ ）書すること。付帯工事にあつては、工事の種別（緑化費等）を区分して、それぞれについて記入すること。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目 \ 年度		年度	年度	年度	計
支 出	事業費				
	用地費				
	工事費				
	附帯工事				
	事務費				
	借入金利息				
	借入金償還金				
	計				
収 入	自己資金				
	借入金				
	その他 (権利金、入会金等)				
	処分収入				
	宅地処分収入				
	その他処分収入				
	補助費負担金				
	計				
借入金の借入先					

(注) 収入について、調達方法を裏づける書面（預金残高証明書、融資証明書等）の提出を求める場合があるので留意すること。

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

藤枝市長 様

申 請 者	住 所	{ 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名
氏 名		
電話番号		
工事施工者	住 所	{ 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名
氏 名		
電話番号		

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する必要な能力について次のとおり申告します。

設立年月日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従業員数	事 務	技 術	労 務	計		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第 26 条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資格・免許・学歴・その他	
			才	年		
宅地造成工事等施行経歴	注文主の氏名	元請・下請の別	工事施工場所	面 積	許認可年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

- (注) 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業の許可、建築士法による建築士事務所の登録等について記入し、当該許可証等の写しを添付すること。
- 2 次に掲げる書類を添えること。
- (1) 前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、履歴書）

第 17 号様式（第 4 関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

開發行為許可審查表

申請日	年 月 日	指導要綱	受付 承認	年 月 日 年 月 日	課	受付 番号	年 月 日 第 号
申 請 者 住 所 氏 名							
開 発 行 為 地							
開 発 行 為 の 目 的							
開 発 面 積		㎡					
区 域 区 分		市街化区域・市街化調整区域・用途（ ）					
法 第 3 4 条 該 当 号							
予 定 建 築 物 等							
自 己 用 ・ 非 自 己 用		自己居住用・自己業務用・非自己用					
設 計 者 氏 名		電話					
手 数 料		円（済・未納）					

[illegible]

番号	書類名	有無	番号	図書名	有無
①	開発行為許可申請書		①	位置図	
②	設計説明書		②	案内図	
③	住民票又は法人の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)		③	現況平面図	
④	措置対応書		④	公図の写し	
⑤	給水承諾書		⑤	土地利用計画図	
⑥	個別法による関係機関許可書等		⑥	緑化計画図	
⑦	新設する公共施設一覧表		⑦	緑化模式図	
⑧	従前の公共施設一覧表		⑧	建物平面図及び立面図	
⑨	都市計画法第32条の規定に基づく 同意・協議について		⑨	造成計画平面図	
⑩	開発区域内権利者の一覧表		⑩	造成計画断面図	
⑪	開発行為の施行等の同意書		⑪	排水施設計画平面図	
⑫	権利者の印鑑証明書		⑫	給水施設計画平面図	
⑬	設計者の資格に関する申告書		⑬	がけの断面図	
⑭	申請者の資力及び信用に関する申告書		⑭	擁壁の構造図	
⑮	資金計画書		⑮	給排水施設構造図	
⑯	工事施行者の能力に関する申告書		⑯	防災工事計画平面図	
⑰	土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）		⑰	防災施設構造図	
⑱	都市計画法第34条各号のいずれかに該当する理由を示す書面		⑱	全体求積図	
⑲	構造計算書		⑲	緑地求積図	
⑳	安定計算書		㉑	地盤改良計画図	
㉑	水理計算書		㉒	公共施設新旧対照図	
㉒	土質調査書		㉓	道路縦断面図	
㉓			㉔	道路横断面図	
㉔			㉕	道路断面構造図	
㉕			㉖	公園計画平面図	
㉖			㉗	市道接続部改良計画図	

			第 年	月	号 日
様					
藤枝市長			印		
都市計画法第 29 条の開発行為について（許可）					
年 月 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 項の規定に基づき、下記により許可します。					
開 発 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる 地域の名称、地番			
	2	開発行為の目的及び 開発区域の面積		平方メートル	
	3	予定建築物等の用途			
	4	工事施行者住所氏名			
	5	工事着手予定年月日	年 月 日		
	6	工事完了予定年月日	年 月 日		
	7	自己の居住の用に供 するもの、自己の業務 の用に供するもの、そ の他のものの別			
	8	法第 34 条の該当号 及び該当する理由	届出受付 年 月 日 第 号		
	9	その他必要な事項			
許可に付した条件					

第 19 号様式（第 5 関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

開發行為變更許可審査表

申請日	年 月 日	指導要綱	受付 承認	年 月 日 年 月 日	課	受付 番号	年 月 日 第 号
申 請 者 住 所 氏 名							
開 発 行 為 地							
開 発 行 為 の 目 的							
開 発 面 積		㎡					
区 域 区 分		市街化区域・市街化調整区域・用途（ ）					
法 第 3 4 条 該 当 号							
予 定 建 築 物 等							
自 己 用 ・ 非 自 己 用		自己居住用・自己業務用・非自己用					
設 計 者 氏 名		電話					
手 数 料		円（済・未納）					

[illegible]

番号	書類名	有無	番号	図書名	有無
①	開発行為変更許可申請書		①	位置図	
②	設計説明書		②	案内図	
③	変更の理由書		③	現況平面図	
④	変更事項対照表		④	公図の写し	
⑤	給水承諾書		⑤	土地利用計画図	
⑥	個別法による関係機関許可書等		⑥	緑化計画図	
⑦	新設する公共施設一覧表		⑦	緑化模式図	
⑧	従前の公共施設一覧表		⑧	建物平面図及び立面図	
⑨	都市計画法第32条の規定に基づく 同意・協議について		⑨	造成計画平面図	
⑩	開発区域内権利者の一覧表		⑩	造成計画断面図	
⑪	開発行為の施行等の同意書		⑪	排水施設計画平面図	
⑫	権利者の印鑑証明書		⑫	給水施設計画平面図	
⑬	設計者の資格に関する申告書		⑬	がけの断面図	
⑭	申請者の資力及び信用に関する申告 書		⑭	擁壁の構造図	
⑮	資金計画書		⑮	給排水施設構造図	
⑯	工事施行者の能力に関する申告書		⑯	防災工事計画平面図	
⑰	土地及び建物の登記事項証明書（全 部事項証明書に限る。）		⑰	防災施設構造図	
⑱	都市計画法第34条各号のいずれか に該当する理由を示す書面		⑱	全体求積図	
⑲	構造計算書		⑲	緑地求積図	
⑳	安定計算書		㉑	地盤改良計画図	
㉑	水理計算書		㉒	公共施設新旧対照図	
㉒	土質調査書		㉓	道路縦断面図	
㉓			㉔	道路横断面図	
㉔			㉕	道路断面構造図	
㉕			㉖	公園計画平面図	
㉖			㉗	市道接続部改良計画図	

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

開発行為の変更について（許可）

年 月 日付けで申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記により許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
開発行為の変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称		
	開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	予定建築物等の用途		
	工事施行者住所氏名		
	法第 34 条の該当号及び該当する事項		
	その他必要な事項		

許可に付した条件

開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

藤枝市長 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり開発行為に関する設計を変更したいので、開発行為等事務処理要領第 5 (4) の規定により協議します。

変 更 に 係 る 事 項	
変 更 の 理 由	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

第 年 月 日 号

様

藤枝市長



開発行為の設計の変更に関する協議について（通知）

年 月 日付で提出のあった開発行為変更協議書について、協議が終了した旨通知します。

なお、都市計画法施行規則第 29 条の工事完了届出書若しくは公共施設工事完了届出書又は同法施行細則第 5 条の 5 の開発区域内における建築等制限解除申請書を提出する前に、同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けなければならない旨、申し添えます。

工事完了届出書

年 月 日

藤枝市長 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号年月日及び番号
年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域又は

工区に含まれる地域の名称

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

藤枝市長 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、公共施設に関する工事（許可年月日及び番号 年
月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設が存する開発

区域又は工区に含まれる地域の名称

3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証交付年月日 及び番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の完了検査依頼書

年 月 日

様

課 長

別紙のとおり開発行為に関する工事が完了しましたので、下記により検査のうえ、開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果書を提出してください。

記

- 1 検 査 日 時
年 月 日 （午前・午後） 時 分
- 2 開発行為の申請場所
藤枝市
- 3 開 発 事 業 者
- 4 検査結果書提出期限
年 月 日（ ）まで
- 5 添 付 書 類
- 6 検 査 依 頼 課

第 26 号様式（第 9 関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果書

下記の開発行為の工事の完了検査（再検査）を実施した結果を報告します。

記

課 名	課	決 裁	部 長	課 長
検 査 年 月 日	年 月 日			
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名				
開 発 区 域 の 名 称				
開 発 行 為 の 目 的		開 発 区 域 の 面 積	m ²	
予 定 建 築 物 等 の 用 途				
設 計 者				
工 事 施 行 者				
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日	
検 査 員 職 氏 名				
検 査 の 結 果				
	確 認 方 法	現場検査・写 真・その他（ ）		

上記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 職氏名



第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

開発行為に関する工事の完了検査（再検査）結果通知書

年 月 日付けで工事完了届出書があった開発行為について検査した結果を下記のとおり通知します。なお、下記事項が完了した場合は、手直工事（指示事項）完了報告書を提出してください。

記

担 当 課		意 見	
手 直 し 事 項 等 の 確 認 方 法		現 場 検 査 ・ 写 真 ・ そ の 他 （ ）	
備考			

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

藤枝市長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者
の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

藤枝市長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第 29 条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の
住所及び氏名

開発区域内における建築等制限解除審査表

申請日	年 月 日	受付日	年 月 日 第 号	
申請者の住所				
申請者の氏名				
開発行為の許可年月日、番号	年 月 日 第 号			
開発行為の目的				
開発区域に含まれる地域の名称				
建築制限の解除を 申請する土地の区域				
図 書	1 土地利用計画図		2 建築物等の位置図、配置図	
	3 棟別一覧表		4 建築物等の図面（平面、立面等）	
棟 別 概 要				
棟	用 途	構 造	規 模	備 考
			階 数 建築面積 延面積	
建築等の予定工期		着手 年 月 日 完了 年 月 日		
申請の理由				
建築等制限解除の適否の理由				

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



開発区域内における建築等の制限解除について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 37 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり建築等の制限を解除します。

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 建築等の制限を解除する土地の区域
- 4 予定建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 5 解除に付した条件

当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは当該工区）の工事の検査済証の交付を受けるまでは、建築物等は使用してはならない。

ただし、公共施設の帰属を伴う場合は、工事が完了した旨の公告があるまでの間は、建築物等は使用してはならない。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

藤枝市長 様

申請者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日及び番号 年 月
日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積
- 4 工事の廃止の理由

開発行為工事廃止届受理審査表

届出日	年 月 日	受付日	年 月 日 第 号	
届出者の住所				
届出者の氏名				
開発行為の許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
開発区域に含まれる地域の名称				
添 付 図 書	項 目	有 無	項 目	有 無
	1 開発区域位置図		4 防災工事計画書	
	2 現況図		5 現況写真	
	3 公共施設機能回復計画書		6 工事施行写真	
棟 別 概 要				
工事着手年月日	年 月 日 ・ 未着手			
工事廃止年月日	年 月 日			
現地確認年月日	年 月 日 ・ 現地確認不要			
工事廃止の理由				
公共施設機能回復措置の内容及びその適否				
防災措置の内容及びその適否				

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



開発行為に関する工事の廃止の届出書の受理について

年 月 日付けで届出のあった都市計画法 38 条の規定に基づく開発行為に関する
工事（許可年月日及び番号 年 月 日 第 号）の廃止の届出書を受理した
ので通知します。

第 35 号様式（規則第 17 条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種
特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、$\left(\begin{array}{c} \text{建築物} \\ \text{第一種特} \\ \text{定工作物} \end{array} \right)$ の $\left(\begin{array}{c} \text{新} \\ \text{改} \\ \text{用途の} \\ \text{新} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} \text{築} \\ \text{改} \\ \text{設} \end{array} \right)$ の許可を申請します。 年 月 日 藤枝市長 様 許可申請者 住 所 $\left(\begin{array}{c} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$ 氏 名 $\left(\begin{array}{c} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ 電話番号		※ 手数料欄
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途、規模、構造及び棟数	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

敷 地 概 要 書

申請者の氏名	
設計者（作成者）の氏名	
設計者（作成者）の住所	
設計者（作成者）の TEL	－（ ）－

土地	土地の現況等	地 目				権利の内容	面 積			
		公 簿		現 況			公 簿	m ²	実 測	m ²
地盤の改良等の策 令第三十六号関係第一項	地盤の改良、擁壁の設置等 安全上必要な措置の要否	要	土地の状況	地盤の軟弱な土地	がけくずれ又は出水のおそれの多い土地	その他左に類する土地 (災害危険区域急傾斜地崩壊危険区域等)				
			上記土地に対する安全上必要な措置の方法							
		必要としない地盤の状況								
下水の排出等 令第三十六号関係第一項	下水の処理方法	汚 水				雨 水				
	排水施設の規模・構造	名称及び規模				構 造				
	放流先の状況・名称・管理者	放流先の状況 (放流先までの距離)		(m)		名 称		管理者		
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯									
接統道路 建築基準法第四十三条関係	建築基準法第 42 条該当号	第 1 項該当号及び名称	1 号 2 号 3 号 4 号 5 号			名称及び位置の指定年月日等				
		第 2 項該当			必要な道路の後退線の距離	(イ) 道路の中心線から m (ロ) がけ等の境界線から m				
	接統する位置・道路の幅員・管理者	敷地が接統する位置 (路地状敷地である場合はその距離)			敷地の側 (m)	幅員 (路地状敷地である場合はその幅員)		m	管理者	
	許可(承諾)等の手続の概要・経緯									
その他	他の法令等による許認可の有無及び手続の概要・経緯 (河川・道路の関係を除く。)									

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



開発区域内における建築等の許可について

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについては、都市計画法
第 41 条第 2 項ただし書
の規定により、下記のとおり許可します。
第 42 条第 1 項ただし書

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 建築等をしようとする場所
- 3 建築物等の用途、規模、構造、棟数
- 4 許可の条件

	第	年	月	号 日
様				
藤枝市長	印			
市街化調整区域内における建築等について				
このことについて、都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。				
記				
1 建築等の場所				
2 敷地面積				
3 建築物等の用途 (規模、構造、棟数)				
4 該当号 都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号 イ(法第 34 条第 号) 該当 ロ、ハ、ニ、ホ				
5 条 件				

年 月 日

藤枝市長 様

申請者 住 所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第 32 条の規定に基づく協議申請書

下記の施設を開発区域に含めること並びに当該施設の代替施設及び新たに設置する公共施設を国土交通省所管国有財産又は市有財産とすることについて同意を得たく、都市計画法第 32 条の規定に基づき申請します。

記

1 開発行為の場所

2 開発行為の目的

3 開発区域面積

4 工期

5 地区に含める公共施設

(1) 所在

(2) 面積

区 分	国有地面積	市有地面積	計
市 町 村 道	m ²	m ²	m ²
準 用 河 川			
普 通 河 川			
認 定 外 道 路			
そ の 他			
計			

6 当該施設に変えた新たに設置する公共施設

区 分	国に帰属する面積	市に帰属する面積	計
市 町 村 道	m ²	m ²	m ²
準 用 河 川			
普 通 河 川			
認 定 外 道 路			
そ の 他			
計			

7 新たに設置し、市町村に帰属させる公共施設

区 分	面 積
市 町 村 道	m ²
準 用 河 川	
普 通 河 川	
認 定 外 道 路	
そ の 他	
計	

8 添付図書

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 計画概要書
- (4) 求積図（新旧別）
- (5) 総括調書（別紙１）
- (6) 従前の公共施設の土地調書（別紙２）
- (7) 施工後公共施設とする土地調書（別紙３）
- (8) 同意書（別紙４）
- (9) 設置する公共施設の縦横断図、構造図
- (10) その他必要とする書類

9 連絡先

所 属
氏 名
電話番号

(別紙 1)

総 括 調 書

1 開発区域に含める市町村道の名称、所在、面積

路線名	所在	面積			
		国有地	市有地	その他	計

2 開発区域に含める準用河川の名称、所在、面積

河川名	所在	面積			
		国有地	市有地	その他	計

3 総括表

区 分		開 発 区 域 に 含 め る 公 共 施 設 の 面 積				相互帰属により国有地又は市有地となる土地	新たに設置された市有地となる土地
		存 置	相 互 帰 属	用 途 止 廃	計		
市町村道	国有地						
	市有地						
準用河川	国有地						
	市有地						
普通河川	国有地						
	市有地						
認定外道路	国有地						
	市有地						
その他	国有地						
	市有地						
計	国有地						
	市有地						

(別紙2)

従前の公共施設の土地調書（従前の公共施設）

1 国有地

図面 番号	施設の 名称	大字	字	地先 地番	面積	財産処理 方法	備考

2 市町村有地

図面 番号	施設の 名称	大字	字	地先 地番	面積	財産処理 方法	備考

- (注) 1 施設の名称の欄は、市町村道、準用河川、認定外道路、普通河川と記載し、それ以外の場合は、具体的な施設の名称を記載すること。
- 2 地番の無い土地の地先地番は起点及び終点を隣接地番で記載すること。
- 3 財産処理方法の欄には、存置、相互帰属又は用途廃止の別を記載する。
- 4 備考欄には次の事項を記載する。
- (1) 存知する土地の用途を変更する場合は、その旨及び変更後の用途
- (2) 用途廃止する国有地を財務省からの売り払い以外の方法で処分する場合は、その処分方法
- (3) その他必要な事項

(別紙3)

施工後公共施設とする土地調書

1 相互帰属により国有地となる土地（都市計画法第40条第1項）

図面 番号	施設の 名称	大字	字	地先 地番	延長	平均 幅員	面積	対応す る従前 施設	備考
					m	m	m ²		

2 相互帰属により市有地となる土地（都市計画法第40条第1項）

図面 番号	施設の 名称	大字	字	地先 地番	延長	平均 幅員	面積	対応す る従前 施設	備考
					m	m	m ²		

3 新たに設置された施設の敷地で市有地となる土地（都市計画法第40条第1項）

図面 番号	施設の 名称	大字	字	地先 地番	延長	平均 幅員	面積	対応す る従前 施設	備考
					m	m	m ²		

(注) 1 施設の名称の欄は、市町村道、準用河川、認定外道路、普通河川と記載し、それ以外の場合は、具体的な施設の名称を記載すること。

2 対応する従前施設の欄は、「従前の公共施設の土地調書」の図面番号を記載する。

(別紙4)

同 意 書

あなたが施行する開発行為に関し、下記の公共施設について別紙図面のとおりに付け替え（廃止）することに異議ありませんので同意します。

記

所 在 地	種 別	面 積
	市 町 村 道	
	準 用 河 川	
	普 通 河 川	
	認 定 外 道 路	
	そ の 他	
	計	

年 月 日

申請者 様

利害関係人住所
氏名

印

- (注) 1 開発行為による道路、水路の付替え（廃止）についての同意であり、徴求範囲は用途変更申請の場合と同様とする。
- 2 変更申請にあつては、新たに道路、水路の付替え（廃止）を行う変更内容の場合に添付する。

第 年 月 号
日

様

藤枝市長



地位の承継の承認について

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、都市計画法第 45 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 開発行為の許可年月日及び番号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
- 3 被承継人の住所及び氏名
- 4 自己の居住の用に供するもの、
自己の業務の用に供するもの、
その他のものの別
- 5 承継年月日
- 6 承認に付した条件

第 年 月 日 号

都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明書

		区画番号	
		区画面積	m ²
申 請 者	住 所		
	氏 名		
建 築 し よ う と す る 場 所			
区 域 区 分		☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区以外の区域	
用 途 地 域			
開 発 行 為 の 有 無		有 無 （敷地面積〔実測〕 m ² ）	
建 築 物 等 の 用 途			
都市計画法上の許可を要さない場合には、その該当条項号及び内容		該 当 条 項 号	
		内 容	
都市計画法上の許可を受けている場合にはその該当条項号、許可の年月日及び番号並びに許可を受けた者の氏名又は名称		該 当 条 項 号	
		許可の年月日及び番号	
		許可を受けた者の氏名又は名称	

上記のとおり都市計画法の規定に適合していることを証明します。

藤枝市長

